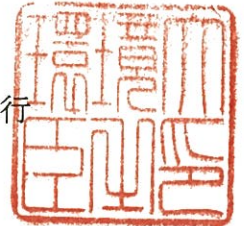




諮 問 3 4 1 号
環水大土発第121213300号
平成24年12月13日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
長 浜 博 行



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(S) - α -シアノ-3-フェノキシベンジル= (Z) - (1R, 3S) -2, 2-ジメチル-3-[2-(2, 2, 2-トリフルオロ-1-トリフルオロメチルエトキシカルボニル) ビニル] シクロプロパンカルボキシラート (別名アクリナトリン)

(4S, 4aR, 5S, 6S, 12aS,) -4-(ジメチルアミノ) -3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキソ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテトラセン-2-カルボキサミド (別名オキシテトラサイクリン)

3-ブロモ-1-(3-クロロ-2-ピリジル) -4'-シアノ-2'-メチル-6'-(メチルカルバモイル) ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シアントラニリプロール)

(RS) - α -シアノ-3-フェノキシベンジル= (RS) -2, 2-ジクロロ-1-(4-エトキシフェニル) シクロプロパンカルボキシラート (別名シクロプロトリン)

4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン (別名シプロジニル)

(5RS) -2-[(EZ) -1-(エトキシイミノ) ブチル]-5-[(2RS) -2-(エチルチオ) プロピル] -3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン (別名セトキシジム)

(RS) -7-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ) -3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン (別名ピリフタリド)

3-(ジフルオロメチル) -1-メチル-N-(3', 4', 5'-トリフルオロビフェニル-2-イル) ピラゾール-4-カルボキサミド (別名フルキサピロキサド)

カルシウム=3-オキシド-5-オキソ-4-プロピオニルシクロヘキサ-3-エンカルボキシラート (別名プロヘキサジオンカルシウム塩)

メチル=2-(4-メトキシ-6-メチル-1, 3, 5-トリアジン-2-イルカルバモイル) スルファモイル) ベンゾアート (別名メトスルフロメチル)

(別紙2)

エチル=5-クロロ-3(1H)-インダゾリルアセタート(別名エチクロゼート)

2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1,2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン(別名ジメタメトリン)

[3-(4,5-ジヒドロ-1,2-オキサゾール-3-イル)-4-メシル-o-トリル]
(5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル)メタノン(別名トプラメゾン)

エチル(RS)-4-シクロプロピル(ヒドロキシ)メチレン-3,5-ジオキソシクロヘキサンカルボキシラート(別名トリネキサバックエチル)

2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロピリダジン-3(2H)-オン(別名ピリダベン)

S- α -エトキシカルボニルベンジル=O, O-ジメチル=ホスホロジチオアート(別名フェントエート又はPAP)

S-アリル=5-アミノ-2,3-ジヒドロ-2-イソプロピル-3-オキソ-4-(o-トリル)ピラゾール-1-カルボチオアート(別名フェンピラザミン)

N-(2,3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド(別名フェンヘキサミド)

(RS)-5-クロロ-N-(1,3-ジヒドロ-1,1,3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1,3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサミド(別名フラメトピル)

N-{2-[3-クロロ-5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジル]エチル}- α, α, α -トリフルオロ-o-トルアミド(別名フルオピラム)

3-シクロヘキシル-6-ジメチルアミノ-1-メチル-1,3,5-トリアジン-2,4(1H,3H)-ジオン(別名ヘキサジノン)

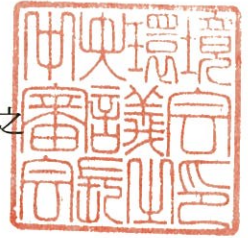
2-クロロ-N-(4'-クロロビフェニル-2-イル)ニコチンアミド(別名ボスカリド)



中環審第689号
平成24年12月13日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成24年12月13日付け諮問第341号、環水大土発第121213300号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。



諮問第346号
環水大土発第1303051号
平成25年3月5日

中央環境審議会会長
武内和彦 殿

環境大臣
石原伸晃



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

O, S-ジメチル=アセチルホスホロアミドチオアート (別名アセフェート)

3-(5-tert-ブチル-1, 2-オキサゾール-3-イル)-1, 1-ジメチルウレア (別名イソウロン)

5-tert-ブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1, 3, 4-オキサジアゾール-2 (3H)-オン (別名オキサジアゾン)

1L-1, 3, 4/2, 5, 6-1-デオキシ-2, 3, 4, 5, 6-ペンタヒドロキシシクロヘキシル=2-アミノ-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-4-(α -イミノグリシノ)- α -D-arabino-ヘキソピラノシド=ヒドロクロリド=ヒドラート (別名カスガマイシン-塩酸塩又はカスガマイシン)

4-クロロ-2-シアノ-N, N-ジメチル-5-p-トリルイミダゾール-1-スルホンアミド (別名シアゾファミド)

3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素 (別名ジウロン又はDCMU)

(RS)-2-(4-フルオロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-3-(トリメチルシリル)プロパン-2-オール (別名シメコナゾール)

(RS)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トリル)-D-バリナート (別名タウフルバリネート又はフルバリネート)

(RS)-1-p-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール (別名テブコナゾール)

プロピル=(1RS, 2SR)-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタートを10±2%含むプロピル=(1RS, 2RS)-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート (別名プロヒドロジャスモン)

(R)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキセン (別名d-リモネン)

(別紙2)

1 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 2', 4' -ジフルオロ - 1, 5-ジヒドロ - *N*-
イソプロピル - 5-オキソ - 4*H* - 1, 2, 4-トリアゾール - 4-カルボキサニリド
(別名イプフェンカルバゾン)

(*RS*) - *N*- (α-シアノ - 2-テニル) - 4-エチル - 2- (エチルアミノ) - 1,
3-チアゾール - 5-カルボキサミド (別名エタボキサム)

(±) - 2-エトキシ - 2, 3-ジヒドロ - 3, 3-ジメチルベンゾフラン - 5-イル
=メタンスルホナート (別名エトフメセート)

メチル = (*E*) - メトキシイミノ [α - (o-トリルオキシ) - o-トリル] アセター
ト (別名クレソキシムメチル)

N- (4-クロロフェニル) - 1-シクロヘキセン - 1, 2-ジカルボキシミド (別名
クロルフタリム)

3 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 2-オキソ - 1-オキサスピロ [4. 5] デカー
3-エン - 4-イル = 2, 2-ジメチルブチラート (別名スピロジクロフェン)

α, α, α-トリフルオロ - 2, 6-ジニトロ - *N*, *N*-ジプロピル - *p*-トルイジン
(別名トリフルラリン)

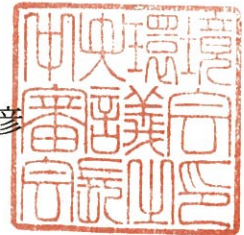
3 - (ジフルオロメチル) - 1-メチル - *N*- (3', 4', 5'-トリフルオロビフェ
ニル - 2-イル) ピラゾール - 4-カルボキサミド (別名フルキサピロキサド)



中環審第705号
平成25年3月5日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成25年3月5日付け諮問第346号、環水大土発第1303051号をもって環境大臣より、
当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、土壌農薬部会に付議する。